

■議案第64号 四万十町興津診療所設置条例を廃止する条例について

【要旨】

興津診療所は、昭和52年に旧窪川町が設置し、委託開業医が退任する平成29年5月までの間、興津地区の医療施設として地域住民の健康、安心安全を支えてきました。

平成29年6月以降は、診療所を休診として派遣を含む医師の確保に努めるとともに、診療所の利用者には、町委託のバスにより東又地区の医療機関へ送迎しています。

現在、医師確保の見通しが立たない状況の中、診療所及び隣接する興津出張所については老朽化が著しく、また、南海トラフ地震対策として大規模な耐震改修も必要のため、これらを総合的に判断した結果、診療所及び出張所は解体し、その跡地に新たな出張所を建設することとして、本年2月の興津地区区長会で報告し、地区内の全世帯に文書での周知を行っています。

また、診療所の廃止に係る事務手続きについては、本年5月31日をもって廃止することを、医療法（昭和23年法律第205号）第9条の規定により知事に届け出ましたので、本町においては「公の施設」を廃止するため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

【内容】

四万十町興津診療所設置条例（平成18年四万十町条例第91号）を廃止します。

【施行日】

公布の日

【参考法令】

医療法（抜粋）

（廃止等の届出）

第9条 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を廃止したときは、10日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2・3 （略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）